

診療報酬改定セミナー

令和4年度診療報酬改定のポイント ～診療所 基礎編～

令和4年3月4日時点

有限会社メディカルサポートシステムズ

認定医業経営コンサルタント

代表取締役細谷邦夫

令和4年度診療報酬改定の今後のスケジュール

- 12月10日：基本方針発表
- 12月22日：改定率発表
- 1月26日：改定の個別項目（短冊）
- 2月 9日：中医協答申
- 3月 4日：官報告示
 - 本日の資料は告示をもとに作成しています
- 3月30日？：疑義解釈の発出
- 4月 1日：新点数運用開始
- 6月以降：審査結果の反映
- 9月以降：経過措置のある項目について運用開始
- 10月 1日：後期高齢者の一部に2割負担導入
 - ◆ 3年間は激変緩和措置を適用

【はじめに】改定対応の基礎

□本日の内容

- ◆本日の資料は **3月4日の官報告示に基づいています**
- ◆本稿は改定において変更された部分を中心に記載していますので、詳細は白本もしくは厚生労働省のホームページにて確認してください
- ◆詳細な算定ルールやレセプト記載は、今後発出される **疑義解釈（Q & A）や通知を待つ必要**があります
- ◆訂正通知等が発出されることもありますので、十分注意をしてください
- ◆本稿の図表は特別な断りがない場合、出典は厚生労働省です
- ◆ **カルテ記載、レセプト記載、院内掲示等の算定要件に要注意**

□厚生局に施設基準の届出を行う際の留意事項

- ◆ **新点数等を4月1日から算定するためには4月20日（水）必着です**
- ◆届けに必要な書類は各地方厚生局のホームページからダウンロードできます
- ◆1部を提出し、控えとして写しを自院に保管します
- ◆「算定要件を満たす」とされる場合には厚生局への届出は不要ですが、基準が満たされているか定期的なチェックを
- ◆経過措置のあるものは届出忘れの無いように注意

施設基準の届出について

【はじめに】届出の要否（抜粋） 1

□新設点数で要届出とされるもの（主なもの）

- ◆初診料・再診料に新設されたもの
 - ◆情報通信機器を用いた診療
 - ◆外来感染対策向上加算
 - ◆連携強化加算
 - ◆サーベイランス強化加算
- ◆一般不妊治療管理料
- ◆生殖補助医療管理料 1
- ◆生殖補助医療管理料 2
- ◆下肢創傷処置管理料
- ◆外来データ提出加算
- ◆在宅データ提出加算
- ◆リハビリテーションデータ提出加算
- ◆二次性骨折予防継続管理料 3
- ◆こころの連携指導料(I)
- ◆こころの連携指導料(II)
- ◆禁煙治療補助システム指導管理加算
- ◆染色体検査の注2に規定する絨毛染色体検査
- ◆抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体
- ◆口腔細菌定量検査
- ◆肝エラストグラフィ加算
- ◆療養生活継続支援加算
- ◆依存症集団療法3

【はじめに】届出の要否（抜粋） 2

□施設基準の改正された特掲診療料（要再届出）

- ◆機能強化加算
- ◆小児かかりつけ診療料 1
- ◆小児かかりつけ診療料 2
- ◆在宅療養支援診療所（令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る）
- ◆外来後発医薬品使用体制加算 1
- ◆外来後発医薬品使用体制加算 2
- ◆外来後発医薬品使用体制加算 3
- ◆導入期加算 2（令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る）

□厚生局からのお願い

- ◆令和4年4月1日から算定を行うためには、令和4年4月20日（水曜日）（必着）までに、届出を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局へ届出が必要となりますので、ご注意願います。
- ◆締切日直前に届出が集中することが予想されますので、できる限り早期にご提出いただくようお願いいたします。

事務作業の簡素化

8 【その他】 事務作業の簡素化

□ 施設基準届出時の研修の修了証等の取り扱いの緩和

- ◆ 所定の研修を修了していることの確認のために施設基準の届出時に添付を求めている修了証の写し等の文書
 - ◆ 届出様式中に当該研修を修了している旨を記載すること等により施設基準の適合性が確認できる場合は当該文書の添付を不要とする

□ 選択式コメントの拡大

- ◆ 薬剤等についても選択式記載を導入
 - ◆ 最適使用ガイドラインに基づく記載事項等
- ◆ レセプト返戻の減少対策？
 - ◆ 一部の診療行為について、レセプトにあらかじめ特定の検査値の記載を求める
 - ◆ レセプトの返戻による医療機関の再請求に係る事務負担軽減を図る???????

□ 小児科外来診療料等に係る施設基準の届出の省略を行う

事務の簡素化・効率化

- 医療機関等における業務の効率化及び医療従事者の事務負担軽減を推進する観点から、施設基準の届出及びレセプト請求に係る事務等を見直す。
- ◆ 施設基準の届出の際に添付を求めている研修修了証の写し等について、**添付資料の低減等**を行う。
- ◆ 訪問看護ステーションの基準に係る届出について、**当該基準の適合性の有無に影響が生じない場合の届出を不要**とする。また、同一建物内の利用者の人数に応じた評価区分を設けている訪問看護療養費等の加算について、**同じ金額の評価区分を統合**する。
- ◆ 小児科外来診療料等の**施設基準の届出を省略**する。

現行

【小児科外来診療料】
[算定要件]

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（6歳未満の乳幼児に限る）に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。



改定後

【小児科外来診療料】
[算定要件]

注1 **小児科を標榜する保険医療機関において**、入院中の患者以外の患者（6歳未満の乳幼児に限る）に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。

- ◆ レセプト摘要欄に記載を求めている事項のうち、薬剤等について**選択式記載**とする。また、一部の検査等の診療行為について、**レセプト請求時にあらかじめ検査値の記載**を求め、審査支払機関からの**レセプト返戻による医療機関の再請求に係る事務負担軽減**を図る。

【例：テセントリク点滴静注840mg・同1200mgを請求する場合に記載を求めている項目】
・「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載すること。

〔レセプト表示イメージ〕

コード	レセプト表示文言
8201xxxxx	施設要件ア
8201xxxxx	施設要件イ
(略)	ウ～オ (略)



33	点滴注射	95X1
	テセントリク点滴静注1200mg	44,886X1
	施設要件ア	
	医師要件イ併	
	用投与ア	

後期高齢者の一部負担割合見直し（令和4年10月以降）

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し

- 現役世代の保険料負担の上昇を抑制するため、後期高齢者の患者負担割合への一定の所得がある方への2割負担の導入については、**令和4年10月1日**から施行する。

【① 2割負担の所得基準】

- 課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上^(※)の方が2割負担の対象

※ 単身世帯の場合、複数世帯の場合は、320万円以上。

※ 対象者は約370万人。被保険者全体(約1,815万人)に占める割合は、20%。

【② 配慮措置】

- 長期頻回受診患者等への配慮措置として、
2割負担への変更により影響が大きい**外来患者**について、
施行後**3年間**、ひとつき分の1割負担の場合と比べた負担増を、最大でも**3,000円に収まるような措置**を導入。
- 2割負担となる方で、高額療養費の口座が登録されていない方には、**施行に際して各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を郵送**

※ 同一医療機関での受診は、現物給付化(上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い)

※ 別医療機関や調剤薬局、同一の医療機関であっても医科・歯科別の場合は現物給付の対象とならないが、申請によりこれらを合算したひとつき当たりの負担増加額は最大でも3,000円となり、超える分は4か月後を目処に、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日償還される。



※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

經 過 措 置

13	区分番号	項目	経過措置
1	A000 A002	初診料の注2及び注3、 外来診療料の注2及び注3に 規定する保険医療機関	紹介割合及び逆紹介割合の計算等については、令和5年4月1日から適用する。
2	A000	初診料の注10に規定する 機能強化加算	令和4年3月31日時点で機能強化加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、地域包括診療加算2、地域包括診療料2、機能強化型以外の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における実績に係る基準を満たしているものとする。
3	A000	初診料の注14に規定する 電子的保健医療情報活用加算	区分番号A000の注14のただし書きの規定による加算は、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
4	A000等	初診料の注12等に規定する 連携強化加算	令和5年3月31日までの間に限り、感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関に対する、感染症の発生状況等の報告に係る要件を満たすものとする。
5	—	一般病棟用の 重症度、医療・看護必要度 の施設基準	令和4年3月31日時点で、急性期一般入院料1～5、7対1入院基本料（結核、特定機能病院（一般病棟）、専門病院）、看護必要度加算（特定、専門）、総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1、地域包括ケア病棟入院料又は特定一般病棟入院料の注7を届け出ている病棟又は病室については、令和4年9月30日までの間に限り、「重症度、医療・看護必要度」に係る施設基準を満たしているものとみなす。
6	A100	急性期一般入院料1における 重症度、医療・看護必要度の 施設基準	令和4年3月31日時点で現に急性期一般入院料1を届け出ている病棟（許可病床200床以上400床未満の保険医療機関に限る）については、令和4年12月31日までの間に限り、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを掲げた評価に係る基準を満たしているものとみなす。
7	A100	急性期一般入院料6における 施設基準	令和4年3月31日時点で現に急性期一般入院料6を届け出ている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、引き続き令和4年度改定前の点数表により急性期一般入院料6を算定可能とする。
8	A101	療養病棟入院基本料	令和4年3月31日において現に療養病棟入院料1又は2に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制が確保され

14	区分番号	項目	経過措置
9	A101	療養病棟入院基本料（注11）	療養病棟入院基本料の注11に規定する診療料は、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
10	A101	療養病棟入院基本料（注11）	令和4年3月31日において、現に療養病棟入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、FIMの測定を行っているものとみなす。
11	A106等	障害者施設等入院基本料の注10等に規定する夜間看護体制加算等	令和4年3月31日時点で夜間看護体制加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する基準を満たしているものとする
12	A200	総合入院体制加算	令和4年3月31日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和4年9月30日までの間、令和4年度改定後の総合入院体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものとする。
13	A200-2	急性期充実体制加算	院内迅速対応チームの構成員における所定の研修については、令和4年9月30日までの間は、当該基準を満たしているものとみなすものとする。
14	A200-2	急性期充実体制加算	院内迅速対応チームに係る院内講習について、令和4年9月30日までの間は、当該基準を満たしているものとみなすものとする。ただし、その場合であっても1回目を令和4年9月30日までの間に開催すること。
15	A200-2	急性期充実体制加算	外来を縮小する体制における、紹介割合・逆紹介割合の要件及び、紹介受診重点医療機関については、令和5年4月1日以降に適用するものとする。
16	A200-2	急性期充実体制加算	公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれに準ずる病院について、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしているものとみなすものとする。
17	A207	診療録管理体制加算	令和4年3月31日において、現に診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関（許可病床数が400床以上のものに限る）については、令和5年3月31日までの間、専任の医療情報システム安全管理責任者の配置及び情報セキュリティに関する研修に係る要件を満たしているものとみなす。

15	区分番号	項目	経過措置
18	A234-2	感染対策向上加算 2	令和4年3月31日において、旧医科点数表A234-2の感染防止対策加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、専任の薬剤師及び専任の臨床検査技師の適切な研修に係る基準を満たすものとする。
19	A234-2	感染対策向上加算の注2に規定する指導強化加算	令和5年3月31日までの間に限り、感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った保険医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行っていることに係る要件を満たすものとする。
20	A234-4	重症患者初期支援充実加算	特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスについて、開催が困難な場合にあつては、令和4年9月30日までに開催予定であれば、差し支えないものとする。
21	A244	病棟薬剤業務実施加算 1	令和4年3月31日時点において、現に病棟薬剤業務実施加算1の届出を行っている保険医療機関であつて、小児入院医療管理料の届出を行っているものについては、令和4年9月30日までの間に限り、病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該保険医療機関の全ての病棟に配置されているとみなす。ただし、この場合であっても小児入院医療管理料を算定する病棟に病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が配置されていないときは、当該加算を算定できない。
22	A245 (A100,A101,A105,A106,A306,A308,A309,A310,A311)	データ提出加算（地域一般入院料、療養病棟入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料）	令和4年3月31日において、病床数によらず、データ提出加算の届出が要件となっている入院料をいずれも有していない保険医療機関であつて、地域一般入院料、療養病棟入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものについては、当分の間、データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。

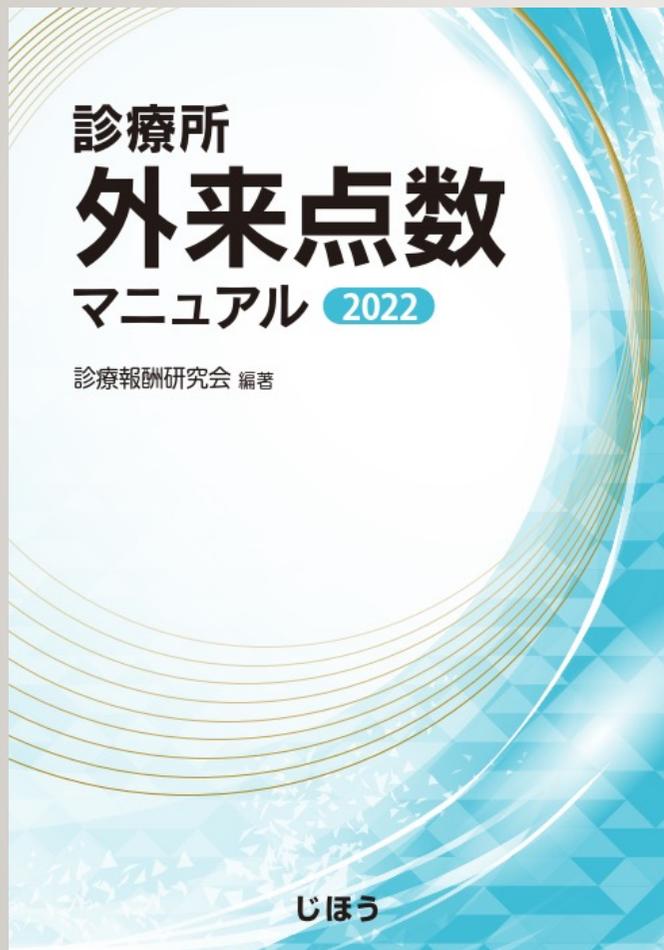
16	区分番号	項目	経過措置
23	A245 (A100,A105,A106,A306,A309,A310)	データ提出加算（地域一般入院料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料）	令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床以上のものにあつては、令和5年3月31日までの間、データ提出加算に係る要件を満たすものとする。
24	A245 (A100,A105,A106,A306,A309,A310)	データ提出加算（地域一般入院料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料）	令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床未満のものにあつては、令和6年3月31日までの間、データ提出加算に係る要件を満たすものとする。
25	A245 (A311)	データ提出加算 (精神科救急急性期医療入院料)	令和4年3月31日時点で旧医科点数表A311の精神科救急入院料に係る届出を行っている保険医療機関については、令和6年3月31日までの間、データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。
26	A246	入退院支援加算 1	1の(4)に掲げる「連携医療機関」等の規定については、令和4年3月31日において現に入退院支援加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、当該基準を満たすものとみなすものであること。
27	A249	精神科急性期医師配置加算 1 精神科急性期医師配置加算 3	令和4年3月31日時点で旧医科点数表A311に掲げる精神科救急入院料の届出を行っている病棟であつて、同日後も当該入院料を算定するものについては、令和6年3月31日までの間に限り、クロザピン導入に係る基準を満たしているものとする。
28	A249	精神科急性期医師配置加算 1	令和4年3月31日時点で旧医科点数表A311に掲げる精神科救急入院料の届出を行っている病棟であつて、同日後も当該入院料を算定するものについては、令和5年3月31日までの間に限り、精神保健指定医配置に係る基準を満たしているものとする。
29	A249	精神科急性期医師配置加算 1	令和4年3月31日時点で現に精神科急性期医師配置加算1の届出を行っている病棟であつて、同日後も当該入院料を算定するものについては、令和5年3月31日までの間に限り、精神保健指定医配置に係る基準を満たしているものとする。

17	区分番号	項目	経過措置
30	A252	地域医療体制確保加算	令和4年3月31日時点で地域医療体制確保加算の届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成することに係る基準を満たしているものとする。
31	A300	救命救急入院料における重症度、医療・看護必要度の評価方法	令和4年3月31日時点で救命救急入院料の届出を行っている治療室にあつては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。
32	A300等	救命救急入院料の注11等に規定する重症患者対応体制強化加算	急性期一般入院料1に係る届出を行っている保険医療機関については、A200-2急性期充実体制加算に係る届出を行っていない場合であっても、令和5年3月31日までの間に限り、別添7の様式42の8にその理由及び今後の届出予定を記載することをもって、当該届出を行っているものとみなす。
33	A301	特定集中治療室管理料における重症度、医療・看護必要度の評価方法	令和4年3月31日時点で特定集中治療室管理料の届出を行っている治療室にあつては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。
34	A301	特定集中治療室管理料の注5に規定する早期栄養介入管理加算	令和4年3月31日時点で特定集中治療室管理料の「注5」に掲げる早期栄養介入管理加算の届出を行っている治療室にあつては、令和4年9月30日までの間に限り、8の(4)の基準を満たしているものとみなす。
35	A308	回復期リハビリテーション病棟入院料1～4	令和4年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、「新規入院患者のうちの重症の患者の割合」に係る施設基準を満たしているものとする。
36	A308	回復期リハビリテーション病棟入院料5～6	令和4年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料5又は6の届出を行っている病棟については、令和5年3月31日までの間に限り、改正前の点数表に従い算定を行うことができる。

18	区分番号	項目	経過措置
37	A308-3	地域包括ケア病棟入院料 (200床以上400床未満の医療機関に限る)	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟を有するものについては、令和4年9月30日までの間に限り、自院の一般病棟から転棟した患者の割合に係る施設基準を満たしているものとする。
38	A308-3	地域包括ケア病棟入院料	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料の届出を行っている病棟又は病室については、令和4年9月30日までの間に限り、自宅等から入棟した患者割合、自宅等からの緊急患者の受入、在宅医療等の実績及び在宅復帰率に係る施設基準を満たしているものとする。
39	A308-3	地域包括ケア病棟入院料 (100床以上の医療機関)	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、入退院支援加算1の届出を要さないこととする。
40	A308-3	地域包括ケア病棟入院料 (一般病床に限る)	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟については、令和5年3月31日までの間に限り、第二次救急医療機関又は救急病院等を定める省令に基づく認定された救急病院に該当するものとみなす。
41	A308-3	地域包括ケア病棟入院料 (療養病床に限る)	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料又は入院医療管理料の届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、当該病棟又は病室において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が8割以上であること・当該病棟又は病室における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前3月間において30人以上であること・救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていることの要件を満たしているものとする。
42	A311	精神科救急急性期医療入院料 精神科救急医療体制加算1 精神科救急医療体制加算2 精神科救急医療体制加算3	令和4年3月31日において現に旧医科点数表の精神科救急入院料に係る届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、当該病棟における病床数が120床以下とすることについて要件を満たすものとみなす。
43	A319	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	令和4年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料を届出を行っている病棟（特定機能病院に限る）については、令和4年9月30日までの間に限り、施設基準を満たしているものとする。

19	区分番号	項目	経過措置
44	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料	令和4年3月31日時点で外来化学療法加算1又は2の届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を満たしているものとする。
45	B001・23	がん患者指導管理料イ	令和4年3月31日時点で、がん患者指導管理料イの届出を行っている医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、「意思決定支援に関する指針」に係る施設基準を満たしているものとする。
47	B001・32	一般不妊治療管理料	令和4年9月30日までの間に限り、医師の配置、診療実績及び生殖補助医療を実施する他の保険医療機関との関係に係る基準を満たしているものとする。
48	B001・33	生殖補助医療管理料	令和4年3月31日時点で特定治療支援事業の実施医療機関として指定を受けている保険医療機関については、同年9月30日までの間に限り、人員の配置、具備すべき施設・設備、安全管理等の医療機関の体制（生殖補助医療管理料1における患者からの相談に対応する体制を除く）に係る基準を満たしているものとする。
49	B005-12	こころの連携指導料（I）	自殺対策等に関する適切な研修を受講していない場合にあっては、令和4年9月30日までに受講予定であれば、差し支えないものとする。
50	C在宅医療	在宅療養支援診療所 在宅療養支援病院	令和4年3月31日時点で、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、「意思決定支援に関する指針」に係る施設基準を満たしているものとする。
51	D007「1」	アルブミン（BCP改良法・BCG法）	BCG法によるものは、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
52	E通則5	画像診断管理加算3 に関する施設基準	令和4年3月31日時点で画像診断管理加算3の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理に係る要件を満たしているものとする。

20	区分番号	項目	経過措置
53	H004	摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算1	令和4年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前（令和4年度改定前）の医科点数表区分番号「H004」摂食機能療法の「注3」に掲げる摂食嚥下支援加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関においては、令和4年9月30日までの間に限り、摂食嚥下機能回復体制加算1に関する摂食嚥下支援チームの職種の規定における「専従の常勤言語聴覚士」については「専任の常勤言語聴覚士」であっても差し支えないこととし、また、経口摂取回復率35%以上の基準を満たしているものとする。
54	H通則	疾患別リハビリテーション料	令和4年9月30日までの間に限り、FIMの測定に係る要件を満たしていることとする。
55	I002-3	救急患者継続支援料	令和4年3月31日時点で救急患者精神科継続支援料の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り人員配置に係る基準を満たしているものとする。
56	J038	人工腎臓注2口導入期加算2	令和4年3月31日時点で導入期加算2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、2の(2)のイ及びエの基準を満たしているものとする。
57	J及びK	医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置等の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準	令和4年3月31日時点で時間外加算1等の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、当直回数の基準を満たしているものとする。
58	K838-2	精巣内精子採取術	令和4年3月31日時点で特定治療支援事業の実施医療機関として指定を受けている保険医療機関については、同年9月30日までの間に限り、医師の配置、診療実績及び他の保険医療機関との関係に係る基準（1）のアの②及び③並びにイの②から④まで及び（2）の基準を満たしているものとする。



ご静聴・ご視聴
ありがとうございました

MSGチャンネルにて様々な
情報提供を行なっております

拙著がじほう社より刊行予定です

『患者さんと共有できる外来点数マニュアル2022年度版』

<https://www.jiho.co.jp/shop/list/detail/tabid/272/catid/10800/pdid/54088/Default.aspx>

